

旅 費 規 定

第 1 条

役員及び従業員等が社用のため出張した時は本規定に従って旅費を支給する。

第 2 条

旅費は順路によって計算する。但し、天災その他やむを得ない事由で順路によって旅行し難い場合には実際に経路した通路による。

第 3 条

出張旅費は交通費及び宿泊料の二種とし、交通費及び宿泊料は実費精算とする。

交通費の上限

公共交通機関（新幹線・特急含む）の普通車利用を原則とし、片道 20,000 円以内を上限とする。

やむを得ず超過する場合は、出張前に事前申請・承認を得ること。

宿泊費の上限

宿泊費は 1 泊あたり 13,000 円以内とする。

地域事情や価格高騰等により超過する場合は、出張前に事前申請・承認を得ること。

地域別上限の適用および例外規定

以下のような遠方（※1）への出張の場合、または事情がある場合は、上限額の目安を緩和する。

- ・北海道、沖縄、九州、四国など、長距離移動を要する地域
- ・飛行機の利用が必要となる地域
- ・イベントや観光シーズンによる価格高騰が予測される期間

この場合、交通費・宿泊費について以下の上限を目安とする。

交通費（片道）：50,000 円以内

宿泊費（1 泊）：22,000 円以内

※1…「遠方」とは、片道 500km 以上、または移動時間が 4 時間を超える地域を目安とする。

※ 超過が見込まれる場合は、出張前に事前申請・承認を得ること。

私用車利用時の対応

私用車を使用する場合は、以下により精算する。

走行距離 × 20 円/km

高速道路料金、駐車場代は実費精算

第 4 条

出張とは片道 100km 以上の地域へ出張したことをいう。

第 5 条

旅費の請求は所定の精算手続きを以って行うものとする。

第 6 条

本規定に定めのない事項についてはその都度事情を考慮して決定する。

第 7 条

本規定は制定の日より之を実施する。

2025 年 6 月 30 日

福井県あわら市中浜 1-1
一般社団法人あわらテクノロジー協議会
代表理事 齋藤恭子